

ニュースレター 事業短信

from AIKOH

2017(平成 29)年 4 月 14 日 (金) No.136

<発信者> 社会福祉法人愛光理事長・法澤奉典
043・484・6391(本部) / 043・484・6571(理事長室直通)
(URL) <http://www.rc-aikoh.or.jp/>
(Eメール) mail@rc-aikoh.or.jp

CONTENTS (今月号の内容)

- * 日誌抄録 (1頁) : (2017年3月1日～)
- * おもな動き (2頁) :
 - ・視障センター事業移管式
 - ・理事長から感謝状・表彰状 ほか
 - ・職員状況 (2017年3月中)
- * 現場の内外で (3頁) :
 - ・第三者委員任期満了
 - ・盲重複障害者への合理的配慮とは ほか
- * 情報&ニュース (5頁) :
 - ・相模原事件と精神保健福祉法改正と
- * マイタウン (6頁) :
 - ・「にこにこコンサート」
 - ・「子ども食堂」開設に向けて ほか
- * 三代目燈台守 (7頁) :
 - 質か量か、と問われたら

▽日誌抄録 (2017. 3. 1～)

| 月/日 (曜) | 記事 |
|---------|--------------------------------|
| 3/1 (水) | 千視協に社会福祉法人設立認可 |
| 2 (木) | 評議員選任・解任委員会(本部) / 理事長韓国訪問(～4日) |
| 10 (金) | 大地震想定防災訓練(本部・障害者支援施設) |
| 11 (土) | 東日本大震災 6周年 |
| 13 (月) | 運営会議(月次報告:視障センター) |
| 15 (水) | 佐倉市法人代表者会議(未来協) |
| 18 (土) | 法人創立記念日(1955.3.18～62years) |
| 19 (日) | 千視協社会福祉法人化第1回理事会(視障センター) |
| 20 (月) | 春分の日 |
| 24 (金) | 障害福祉サービスについての集団指導(行政説明) |
| 25 (土) | 理事会・評議員会(はちす苑) |
| 26 (日) | 千葉県知事選挙投開票日(現職の森田健作氏三選) |
| 27 (月) | 運営会議 |
| 31 (金) | 退職辞令交付 / 視障センター事業移管式(視障センター) |
| 4/1 (土) | 新任職員オリエンテーション |
| 3 (月) | 辞令交付 / 新任職員研修(～5日) |
| 10 (月) | 運営会議(月次報告:本部第1会議室) |

山王公園の桜が満開になりました。佐倉で24度目の春です。そして、新しい年度のスタートです。日にちと温かさを増してきて、今年も南の国からツバメの家族が帰ってきました。そして、社会福祉法人愛光はその歴史に新たなページを書き加えることになりました。法人制度改革施行に合わせて、「地域共生社会」志向型サービスに取り組む法人としての道を歩み始めました。何年か後に、2017年の改革が「進化」のターニングポイントとなったと評価されることを願っています。

▽おもな動き

視障センター事業移管式

3月31日、この日をもって千葉点字図書館（視覚障害者総合支援センターちば）は、愛光の手を離れ、社会福祉法人千葉県視覚障害者福祉協会に委ねられました。66年ぶりに「本家」の直営になった、とも言えます。法人設立の原点である視覚障害者福祉に特化した事業展開を新法人に託し、当事者活動の充実も併せて計られることを念願しています。今後は「愛光グループ」としての法人間協働・連携も推進してまいりますので、ご理解とご支援をよろしくお願い申し上げます。

理事会・評議員会

3月25日（土）、新年度事業計画及び予算案などを審議するための理事会並びに評議員会を開催しました。また社会福祉法改正にとともなう経営組織の整備のために、評議員（19名）の任期が3月末で繰り上げ満了となり、理事長より各評議員に謝意を伝えました。

また、新法人設立にとともない、伊藤和男理事が退任されることになりました。残任期間の欠員補充を評議員会に諮り、片野明美経営企画室長が新たに理事に選任されました。

理事長から感謝状・表彰状を贈呈

評議員会の席上で、次の方がたに理事長より感謝状又は表彰状を贈り、各氏の永年の功労を讃えました。（ ）内は顕彰理由です。

【理事長感謝状】理 事・伊藤和男氏（理事・施設長等として法人経営に貢献）
 評議員・石井勢子氏（理事・評議員等として法人経営に貢献）
 評議員・千葉憲司氏（評議員・ボランティアとして法人に貢献）

【特別功労表彰】川崎弘・視障センター副所長（職員として法人に貢献）
 吉宮雅子・はちす苑施設サービス課長（施設創設以来職員として貢献）

法人本部組織を改組

これまで法人本部は「経営企画室」「総務課」により構成しておりましたが、4月1日より次のように改めましたのでお知らせします。

【法人本部＝総務部】

執行理事・事務局長……片野明美（前・経営企画室長）
 総務部長……………佐藤達弘（前・総務課長）

■職員状況
 (2017年3月中)

*採用：7（サポート1・パート6）
 *退職：44（正職12・サポート6・パート26）
 うち視障センター29（新法人への転籍含む）
 *2017年3月31日現在：職員現員380人
 （正職158／サポート又は常勤嘱託45／パート又は非常勤嘱託177）
 *育児休業：3（めいわ2・ルミエール1） *休職：1（当月より）

▽現場の外で

第三者委員任期満了

福祉サービスの“お目付け役”・第三者委員（天野・広田・引地・葛西の各氏）の任期が3月末で満了となり、全員今期をもって退任されることになりました。

利用者サービスに関する苦情相談に応じていただいたほか、苦情対応事例についての助言やサービス提供中の事故の検証と再発防止についてのご意見をいただきまいました。職員に対して言いにくい苦情や要望事項なども直接利用者や家族から聴き取っていただき、サービスの改善に生かしてまいりました。任期中のご貢献に心より感謝申し上げます。なお、新年度より新たに3名の第三者委員の選任・委嘱が決まっております。

グループホームはいま…

印旛圏域に所在する障害者グループホームの協議体（印旛圏域障害者グループホーム等連絡協議会）の主催でサービス管理責任者のための研修会が開催され、「ジョーの家」からも参加しました。

ジョーの家のような、精神障害者あるいは軽度の知的障害者を主な対象とするタイプのホームでは、「生活支援としての介入の度合い」、「食事や洗濯、余暇時間の使い方、金銭管理などのあり方」が協議テーマになりました。

精神科病院が経営するホームのスタッフからの発言をご紹介します。

「（開設当初は）一人暮らしを目的にした『通過型ホーム』としたが、現在は『定住型』化している。退所して一人暮らしへ、という目的がなくなり、利用者も世話人にも意識の変化がみられるようになった。それは『自立のための支援』から『世話人の支援つき地域生活』の定着という変化である。果たしてこのままでよいかどうか…」

この話題について意見交換があり、この場での結論は「利用者本人の望む暮らし」という視点から現状を考えればいいのではないか、というものでした。つまり現状が基本的な方向性に沿っているかズレているのかを評価してみてもどうか、ということです。どうしても、支援つき（依存的）生活よりも自立した生活をより価値のあるものと考えがちです。しかし「自立」ということばを広くとらえれば、必要な介助や支援つきの自立もありではないでしょうか。制度上の事業目的はそれとして、個別利用者の生活設計は多様であっていいと思うのですが、いかがでしょうか。

収益倍増

施設整備とともに就労継続支援事業（B型）として再出発した「ワークショップかぶらぎ」。中心作業種目に自主生産の「印刷部門」を導入し、就労意識の醸成と社会参加・一般就労へ向けての意識を高める取り組みを続けています。その2年目にあたる2016年度の作業収益実績がこのほどまとまりました。

印刷部門が366万円（前年度比60%増）、セットアップ部門は142万7千円（同130%増）、全体では508万8千円（同75%増）でした。これが利用者の工賃として配分されますが、現在のところの試算では、時給換算で300円程度（前年の約3倍）と見込んでいます。低水準からの出発ですので増加率が際立っていますが、まだ“のびしろ”はあると思います。支援付就労とはいえ、働いた報酬が増えていくことは自立に向けての大きな励みになり、自信回復にもつながると信じています。

盲重複障害者への合理的配慮とは

■盲重複障害者の権利擁護

愛光には伝統の「社会の一隅を照らす実践」があります。それは、約半世紀にわたって取り組んでいる「盲重複障害者（もうちょうふくしょうがいしゃ）」と呼ばれている人たちへの福祉活動です。知的障害などと視覚障害が合併（重複）している人たちは、日常生活や社会生活を送るうえで大きなリスクをかかえています。あらゆる面で介護や介助が必要な方から部分的に必要な方まで、障害の程度や状態によって個人差はありますが、共通しているのは、合併している障害ごとの障害特性の影響を踏まえた、個別対応を基本とする独特の配慮が必要である、という点です。

■障害者差別解消法

ご案内のように、昨年4月、「障害者差別解消法」が施行されました。この法律のキーワードが「合理的配慮」です。要はできる範囲で障害者が生活しやすいように心がけよう、ということです。

厚生労働省は、一昨年11月、「事業者向けガイドライン」を公表し、福祉サービス提供事業者に対して、各障害特性に応じた合理的配慮のポイント解説をしています。

■盲重複障害者への合理的配慮

残念ながらそこには盲重複障害者については述べられておりません。そこで愛光ではこれを補足する独自の『盲重複障害者を支援する人のための合理的配慮ガイドブック』を作成しました。A5版11頁の小冊子は、

- ・はじめに
- ・障害者差別解消法とは
- ・合理的配慮の進め方
- ・障害特性に応じた合理的配慮の例
- ・倫理綱領／行動規範

から構成されています。「障害特性に応じた合理的配慮の例」から一部をご紹介します。基本的視点として、盲重複障害者は視覚からの情報が得にくく、さらに理解や判断をする上で支援が必要なため、支援者は周囲の状況をわかりやすい表現で丁寧に説明するなど、ご本人の理解や判断・選択のサポートをすべきです。

<コミュニケーション>

- ・利用者に声をかけるときは「〇〇さん、こんにちは。△△です」と、利用者の正面から相手の名前を告げて呼びかけ、自分の名前を名乗る。
- ・会話の中で、「そこ」「あそこ」「(身振りで)これくらいの」といった表現を避ける（「〇〇さんの右側」、「石けんくらいの大きさ」といった具合に説明）。
- ・言語による意思疎通が困難な利用者であっても、いきなり無言で介助・誘導したりしない。

<日常生活>

- ・外出の際には、外出先にふさわしいみだしなみかどうかを確認する。
- ・利用者の介助中に支援者がその場を離れるときには、柱や壁など位置が確認できる場所にいてもらう（手掛かりのない空間に立たせておいたりしておかない）。
- ・初めて行く場所に赴く際には、事前に手順や環境について説明しておく。

<生活環境>

- ・利用者の動線（廊下や通路などの移動経路）や点字ブロック上で立ち止まったり、物を置いたりしない。
- ・必要な場所には点字ブロックの敷設や音響装置などを設置する（ランドマーク設置）。
- ・居室、トイレ、食堂などの出入口、階段へのアプローチ付近に触覚で識別できる工夫をしたり、転倒・落下や衝突の危険性を除去する設備を施す。

▽情報&ニュース

相模原事件と精神保健福祉法改正と…

■法改正の背景と要点

相模原市の「津久井やまゆり園」入所者殺傷事件の関連報道です。

2月24日、横浜地検は元職員の容疑者（27歳）を殺人など6つの罪で起訴しました。精神鑑定の結果、容疑者は「パーソナリティ障害で、完全な刑事責任能力を問える」と判断されたためです。

検察の結論を待っていたかのように、2月28日、事件の再発防止策を盛り込んだ精神保健福祉法改正案が国会に提出され、今国会での成立を目指すと発表されました。懸念されていた通り、事件の余波は、精神障害者福祉に及ぶことになりそうです。

改正案のポイントは次のとおりです。（3月10日、朝日新聞デジタル版）

- ・措置入院中からすべての患者を対象に支援計画を作成
- ・自治体と警察、病院などによる会議を設置
- ・措置入院直後に第三者機関が評価
- ・家族らの同意で入院させる医療保護入院は市町村長の同意で代替する範囲を拡大
- ・精神保健指定医の資格取得時や更新時の要件を厳格化

改正の目的として、退院後の支援を手厚くするため、というのが政府の立場です。

昨年7月に発生した相模原の事件。容疑者が精神科に措置入院した経歴を持っていたことから、事件の発生要因に精神障害者の社会復帰や地域生活支援のあり方に問題があるのではないかと、厚生労働省は有識者による検討に着手しました。同省は、その結果を踏まえ、法案化を進めていました。

改正案では、措置入院を決める都道府県や政令指定市が患者の入院中から本人や家族を交えた調整会議（個別ケース検討会議）を開き、退院後の支援計画をつくることになっています。さらに警察や病院、福祉事業所など関係機関が参加する精神障害者支援地域協議会の設置を義務化しています。

■法改正に反対の声も

凶悪事件の容疑者に精神科受診歴があると、何の根拠もなく犯行の動機と精神疾患を結びつけるのは、明らかに精神障害者に対する偏見であり差別です。それに今回の事件についても、犯行の動機が解明されている訳でなく、これから裁判によって精神医学的見地からの意見も示されようとしている以前の段階です。こうした政府の対応が、障害者差別解消法の精神に逆行するものではないかとの疑問も禁じ得ません。

精神保健福祉法改正に反対する理由として挙げられているのは次のような点です。（3月27日、共同通信）

- 精神医療を治安維持の道具に使うのは筋違い。
 - そもそも措置入院制度と相模原事件との関係が判然としないのに、現行制度を改変するのは筋違いで、立法事実を欠いている。
 - 支援に関する会議に警察が参加するのは監視強化ではないか。
 - 退院後支援計画について、どこに誰と住むかは個人の自由。転出してもずっと引き継がれるのは監視されていると感じ、苦痛だ。（当事者の声）
- これからどのような法案の審議がなされるか。注視していきたいと思えます。

▽マイタウン

「にこにこコンサート」

こんな地域でのイベントがありました。

はちす苑に音楽を通じて入居者に安らぎのひとときを提供していただいているボランティアさんが主催するイベント「にこにこコンサート」にお招きいただきました（3月5日、四街道市文化センター）。会場には地域の障害を持つ方がたも招かれ、はちす苑の入居者とともに童心に帰って大きな声で童謡や唱歌を歌いました。

ある女性の入居者は、ステージに上がってボンボンを両手に持ち、曲に合わせて体を動かして楽しそうに踊っていらっしゃいました。

「子ども食堂」開設に向けて

人びとが支え合う地域の復活は、「地域共生」の実践でもあります。公的なサービスが行き届かない人たちへの関心は社会福祉法人の責務として改めて法令に明記された折でもあります。

この欄でもご報告してきておりますが、全国各地で既に取り組みされている「子ども食堂」は、“子どもの貧困”という視点から伝えられることが多いのですが、その他の理由（子ども自身のかかえる問題、親の就労、家族内の問題等）で「孤食」を余儀なくされている子どもたちもいます。この地域では、これまで地区社協の関係者や民生委員、ボランティアの手で、「ねっこの会」が組織され、毎週金曜日の夕方、地区の公民館を会場に、学習支援や居場所づくりの活動を続けています。対象は小中学生。年度の終わりの3月下旬のある日には、会のメンバーの持ち寄りで夕食を用意し、「さよならお楽しみ会」が開かれました。

この活動が実質的にこの地域での「子ども食堂開設準備会」となっています。一部の方の善意だけでは継続・安定した取り組みにはなり得ず、地域福祉センターや児童センターを運営する愛光に期待する声も高まっているところです。

法人としては、地域福祉事業部（部長・吉田信之執行理事）を担当理事として事業化を目指しているところです。運営の要としての役割を担うことは当然ですが、地域に支援組織がつけられることも必須条件となります。本年度内に具体化できるよう取り組んでまいります。

2年連続3万人突破！

愛光が指定管理者となっている佐倉市立南部児童センターの2016年度中の年間利用者数が32,839名（のべ、前年度は30,168名、8.9%増）となり、2年連続して3万人を突破しました。常に新しい企画を用意し、カーテンや壁紙を一新するなど共有スペースの整備を心がけた結果と分析しています。また特記事項として、両親や祖父母同伴の幼児の増加がみられたことが挙げられます。また中学生の増加も見られたのですが、一方で小学生はそのあおりからなのか、利用者数の減少傾向もありました。限られたスペースで、誰もが満足感を得られるように、遊びの種類を増やしたり、遊び場所の調整をするなどに配慮していきたいと思っております。

質か量か、と問われたら

国試受験者数半減。この事実をどうみるか。

2016年度の介護福祉士国家試験が2017年1月29日に実施された。その受験者数が前年度の半数(152,573人→76,323人)に激減したと報じられた(日経新聞、2月7日)。いったい何があったか。この数字を見て、関係者であれば驚かない人はいないだろうし、不安もつもの。

一応、理由は分っている。受験資格が厳しくなったからだ。ならば元通りに緩めたらいいじゃないか。しかしそんなに単純な問題ではない。「人材の質の向上と量の確保のバランス」という難問があるからだ。

専門職として社会的に認知されている仕事に関して、公的資格を取得するルールの基本はそう複雑ではない。養成学校(課程)を卒業(修了)して国家試験を受ける。合格すればライセンス取得となる。看護師・理学療法士・社会福祉士などはそうになっている。介護福祉士もそうした基本ルートはある。ただその原則通りに人材養成していたら間に合わない。そこでとにかく急がれる人材確保のための「特別ルート」がつくられた。2015年度までは「介護実務3年」があれば受験できたのである。

しかし国は「介護職の資質向上」を目的に、4年前の2012年度から実務研修を課す方針を打ち出していた。ところが人材不足が深刻化し、実施を先送りしてきていた。この臨時措置を本来のルールに戻す決断をして、2016年度の試験からは「450時間の研修」が追加された。転職して介護の資格をめざす人にはハードルが高くなった。研修受講のための時間と費用の面で負担も重くなった。どう見ても、受験者半減の理由はこの点以外に考えられない。

ところが国はそうは考えない。「今回の変更を見据えた(前年度の)駆け込み需要による」反動だと、大臣が国会で述べた。

この危機感の薄さに反発する声は少なくなかった。今回の現象は「駆け込み受験の反動」などではない、“介護福祉士離れ”が起きている、と断言する人まで現れている。そこまで過激ではないが、こんな有識者のコメントもある。

「450時間の研修は長すぎる。働きながらお金をかけて実務者研修を受けるのはハードルが高く、その割に国家資格を取得しても、それに見合う賃金体系になっていないのが要因の一つではないか」(結城康博淑徳大学教授、1月27日毎日新聞)

記事では「介護業界内にも、将来的に人手不足がさらに深刻化しかねないとの懸念がある」とこの意見をフォローしている。

しかし「業界」の声にはこういうものもある。この件に関して、日本介護福祉士会は、2月7日に声明を出し、その中で次のように述べている。

「この事実(受験者半減)のみをもって、『資格取得方法の一元化』を否定するものではないと考える。

介護人材不足の状況は、きわめて危機的な状況にある。しかし、質の確保なくして量の確保を図ることは困難である。例えば、処遇の改善は重要な課題ではあるが、質の確保が図られないままに処遇が改善されても、根本的な解決にはならない。提供される介護サービスの質を担保し、介護職に対する信頼や社会的評価を確保することこそが、量の確保を図るための本質的な解決策である」

一見すると政策論争のようだが、これは現場につきつけられた問題でもあると思う。どうしたら自分の仕事が社会的に認知され、誇りをもってやっていけるか。そのために優先すべきは「量の確保」なのか。それとも「質の担保」なのか。

(法澤 奉典・のりざわ ともり)